

南アフリカ共和国 (Republic of South Africa)

通 信

I 監督機関等

1 電気通信・郵便サービス省 (DTPS)

Department of Telecommunications & Postal Services

Tel.	+27 12 427 8000
URL	https://www.dtps.gov.za/
所在地	iParioli Office Park, Block C, 1166 Park Street, Hatfield, Pretoria, SOUTH AFRICA
幹 部	Stella Tembisa Ndabeni-Abrahams (大臣/Minister)

所掌事務

2014 年に従来の通信担当省であった通信省 (Department of Communications : DOC) と所掌を分担する形式で設立。ICT 産業育成、ICT サービスの普及、ユニバーサル・サービス及び国営事業者支援を中心とした情報通信政策全般の策定を所掌する。

2 通信省 (DOC)

Department of Communications

Tel.	+27 12 473 0000
URL	https://www.doc.gov.za/
所在地	Tshedimosetso House, 1035 Frances Baard, Hatfield, Pretoria, SOUTH AFRICA
幹 部	Stella Tembisa Ndabeni-Abrahams (大臣/Minister)

所掌事務

通信サービス規制に関する政策策定を所掌する。

3 南アフリカ独立通信庁 (ICASA)

Independent Communications Authority of South Africa

Tel.	+27 11 568 3000
------	-----------------

URL	https://www.icasa.org.za/
所在地	350 Witch-Hazel Ave, Eco-Park Estate, Centurion 0144, Johannesburg, SOUTH AFRICA
幹部	Keabetswe Modimoeng (運営委員長／Chairperson)

所掌事務

2000年7月に設立、「2005年電子通信法 (Electronic Communications Act of 2005)」により独立規制機関として所掌が再定義された。主な所掌事務は以下のとおりである。

- ・電気通信事業に関する規則の制定
- ・事業免許の付与
- ・事業者の規制監督
- ・事業者間の紛争処理
- ・周波数、番号等希少資源の割当て、管理
- ・消費者保護
- ・機器の型式認定

4 ユニバーサル・サービス・アクセス庁 (USAASA)

Universal Service and Access Agency

Tel.	+27 11 564 1600
URL	http://www.usaasa.org.za/
所在地	Building 1, Thornhill Office Park, 94 Bekker Road, Vorna Valley, Midrand, 1686, Johannesburg, SOUTH AFRICA
幹部	Lumko Mtimde (長官／CEO)

所掌事務

1996年に設立された。ユニバーサル・サービス基金の運用や推進政策の施行のほか、電子政府等のICT政策の施行も所掌する。

II 法令

2005年電子通信法 (Electronic Communications Act of 2005)

通信事業者に対する免許付与基準、相互接続、周波数管理、ユニバーサル・サービス基金の運営条件等、市場の完全自由化後の事業者規制の原則を規定し、規制機関の所掌を再定義している。2014年4月に周波数免許付与条件、SMP事業者規制等について若干の改正が行われている。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

2009年1月、通信関連の各免許が「通信網サービス免許（個別／クラス）」と「通信サービス免許（個別／クラス）」に統合された。提供サービスに対応する周波数利用については、別途周波数免許が必要とされる。

なお、「2005年電子通信法」では、国内で免許を取得した事業者に対し、株式の30%以上は歴史的な被差別民族の出身者が所有することとしている。

2 競争促進政策

(1) 相互接続

「2005年電子通信法」により、免許取得事業者は他の免許取得事業者の相互接続や機器のリースの要請に対し、非差別的条件で応じる義務を負う。技術的条件や料金については ICASA の定める規則に従い、合意条件を文書で ICASA に提出、その承認を得ることが必要とされる。

(2) 卸売提供制度と MVNO 推進政策

政府は 2007 年に国営通信網運用事業者 Broadband Infraco を設立、2019 年 9 月現在、全国の都市が全長約 1 万 5,000km のファイバで結ばれている。このファイバは他事業者からのオープン・アクセスを受け入れており、隣接諸国との接続も可能になっている。また、「南アフリカ・ブロードバンド政策（National Broadband Policy South Africa Connect）」（3（2）の項参照）では、DOC は官民双方の投資活動強化を推進するとともに、有線・無線双方でオープン・アクセス網を提供する卸売事業モデルを構築するとしている。固定部門では、政府の新規参入事業者による光ファイバ基盤構築推進の姿勢に応じて、複数の新規参入事業者が、地方都市を中心に光ファイバ敷設を進め、オープン・アクセスを提供している。

(3) SMP 事業者規制

「2005年電子通信法」第 67 条により、ICASA は小売あるいは卸売市場で、有効な競争環境が成立していない場合、市場支配的あるいは基盤の大部分を有する事業者を市場において顕著な支配力を有する（SMP）事業者に指定し、事前規制を課すことができる。規制の内容は、当該の市場に関する会計分離と ICASA への定期的な報告、ICASA の定めた料金基準の順守、放送番組の再送信の受入れ等である。

3 情報通信基盤整備政策

(1) ユニバーサル・サービス

ユニバーサル・サービス・アクセス基金（Universal Services and Access Fund : USAF）は 1998 年に設置された。基金の財源の大半は国が負担するものの、通信事業者も「2005年電子通信法」第 89 条により、年間収入の 1%を超え

ない範囲で ICASA が定める拠出金を納める義務を持つ。2011 年から 2019 年まで、年間収入に占める拠出金の割合は 0.2%である。

(2) デジタル・ディバイド解消政策

2013 年 11 月、DOC は「南アフリカ・ブロードバンド政策」により、2030 年までの国内のブロードバンド接続目標を以下のように提示した。

- ・一般：2016 年までに人口の 50%が最大速度 5Mbps の接続を達成
2020 年までに人口の 50%が最大速度 100Mbps、90%が 5Mbps の接続を達成
2030 年までに人口の 80%が最大速度 100Mbps、100%が 10Mbps の接続を達成

- ・医療・教育機関：2016 年までに 50%が最大速度 10Mbps の接続を達成
2020 年までに 80%が最大速度 100Mbps、100%が 10Mbps の接続を達成
2030 年までに 100%が最大速度 1Gbps の接続を達成

- ・政府機関：2016 年までに 50%が最大速度 5Mbps の接続を達成
2020 年までに 100%が最大速度 10Mbps の接続を達成
2030 年までに 100%が最大速度 100Mbps の接続を達成

この目標の達成上の基盤整備課題としては、オープン・アクセス網の発展とともに、特にルーラル地域での公共機関での接続環境の向上が挙げられている。DOC は公共機関に対し、上記の有線での接続提供のほか、無料 Wi-Fi スポットの設置を求めている。2014 年 4 月の「2005 年電子通信法」改正においては、第 73 条で通信サービス事業者に対し、医療機関及び教育機関に対して、インターネット接続設備及びサービスを市価の 50%以下の料金で提供することを義務付けた。なお、USAASA は 2009 年からユニバーサル・サービス基金を財源とする各種プロジェクトで、ルーラル地域でのブロードバンド利用の拠点となる ICT アクセス・センターの構築を継続的に実施している。

4 ICT 政策

2013 年に ICASA が発表した「Strategic Plan 2014-2018」では、ブロードバンド・アクセスがユニバーサル・アクセスの一環に位置付けられるとともに、ICT 産業発展のための五つの戦略目標が提示された。

- ①競争の促進と適正な価格でのサービス提供
- ②ブロードバンド接続の全国展開とデジタル社会への移行
- ③周波数・番号資源の有効利用
- ④消費者保護とユニバーサル・アクセス保証
- ⑤ICASA の業務効率化

2015 年の「Strategic Plan 2016-2020」では、2020 年のブロードバンド接続加入率 100%という目標の達成に向けて、ICT 産業に好適な法的整備、ネット中立性の確立、ITU の基準に応じた 5G 導入等の新たな目標が提示された。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

電気通信機器に関する技術基準の決定及び型式認証は、ICASA が所掌しており、「2005 年電子通信法」（2014 年改正）第 35 条において、電子通信の提供に関連して使用される電子通信設備や施設は、無線装置を含めいかなるタイプのものも、ICASA の認証なしに、所有、使用、供給、販売のほか、リース、借用の形で提供することはできないと規定されている。

V 事業の現状

1 固定電話

移動電話の普及に伴って加入数は減少傾向にあり、2018 年 12 月の PSTN 回線の世帯加入率は 20% 強である。ルーラル地域では加入率が 5% に満たない地域も多い。PSTN 回線によるサービスはほぼテルコム（Telkom）が独占している。通信サービス免許（個別）を有する事業者は IP 電話サービスを提供することができ、2018 年 12 月現在の加入数は約 40 万である。

光ファイバ基盤については、Broadband Infracore（Ⅲ－2（2）の項参照）のほか、複数の事業者がオープン・アクセス網を提供しており、主要都市のほか周辺の郊外地域でも最大速度 2Mbps～1Gbps の接続が可能になっている。

国際通信については、海底光ファイバ・ケーブル（SAT 3/WASC、EASSy）と衛星が用いられている。

2 移動体通信

英国ボーダフォン（Vodafone）の子会社ボーダコム（Vodacom）、MTN、Cell C、及び Telkom Mobile の 4 既存事業者に加え、2018 年 6 月には Rain が市場に参入した。MVNO については、2005 年に参入が許可され、FNB Connect や Hello Mobile 等、15 社がサービスを実施している。2019 年 3 月現在の MVNO 加入数は約 190 万弱で、移動体通信市場全体に占める加入者シェアは約 2% である。

4 社はいずれも 3G サービスを導入しており、ほぼ全国で利用が可能である。3G プランの加入数の合計は 2019 年 3 月末には約 6,000 万になった。ボーダコムや MTN はサムスン Galaxy シリーズや iPhone を中心に多機種スマートフォンを導入、データサービス需要を喚起している。2018 年の国内のスマートフォン浸透率は約 35% と推定されている。

1800MHz 帯による LTE サービスは、ボーダコムが 2012 年 10 月、MTN と Cell C は 2012 年 12 月、Telkom Mobile は 2013 年 4 月に開始し、2019 年 1 月には MTN の人口カバレッジが 87% に達した。2019 年 3 月現在、LTE サービス加入数は合計で約 2,800 万である。Telkom Mobile は 2014 年 11 月に 1800/2300MHz 帯で、ボーダコムは 2016 年 1 月、MTN は 2016 年 3 月に共に 1800/2100MHz

帯で LTE Advanced サービスを開始、主要都市で利用が可能になっている。

3 インターネット

モバイル・ブロードバンド利用は年ごとに増加しており、2018 年の加入率は 75%強に達した。一方で固定ブロードバンドは、ほぼ全国で利用が可能になったものの、世帯加入率は 2%強にとどまっている。固定ブロードバンドの主要事業者は、テルコム、Mweb、Vox 等で、接続技術別では、DSL：約 320 万、FTTx：約 50 万、WiMAX：約 28 万、その他：約 2 万である。

VI 運営体

1 テルコム

Telkom S.A.

Tel.	+27 12 311 1007
URL	http://www.telkom.co.za/
幹 部	Sipho Maseko（最高経営責任者／CEO）

概要

1991 年に国営事業者として設立され、1997 年から漸進的に民営化が進んでいるが、2019 年 3 月現在では、政府が最大株主であり、全株式の 40.5%を所有している。事業部門には消費者向けサービスのほか、オープン・アクセス提供、企業向けサービスがあり、また完全子会社を通じて ICT ソリューションも提供している。

2018/2019 会計年度の総売上高は前年比約 5.3%増の 418 億 ZAR である。同年度の各種サービスの加入数については、移動電話：968 万 1,000、DSL：35 万 1,000、FTTx：21 万等である。

2 ボーダコム

Vodacom

Tel.	+27 11 653 5000
URL	https://www.vodacom.com/
幹 部	Shameel Aziz Joosub（最高経営責任者／CEO）

概要

1994 年に英国の移動体通信大手ボーダフォンとテルコムが共同で設立。2019 年 3 月末現在、ボーダフォンの所有割合が 60%となっている。

南アフリカでの加入者シェアは第 1 位。タンザニア、レソト、モザンビーク、コンゴ民主共和国に進出しているほか、ケニアの Safaricom の主要株主となっている。2018/2019 会計年度のグループ全体の加入者数合計は約 1 億 1,000 万であった。同会計年度のグループ総売上高は前年比 4.3%増の 900 億 6,600 万 ZAR（う

ち本国の割合は 64.3%) で、国内売上高は前年比 2.1% 増の 557 億 4,90 万 ZAR であった。

3 MTN

Tel.	+27 11 912 3000
URL	https://www.mtn.com/
幹部	R. Shuter (最高経営責任者/CEO)

概要

1994 年設立の移動体通信事業者で、株式の大半が国内で公開、あるいは投資家が所有している。本国での市場シェアは第 2 位であるが、アフリカ及び中近東の 24 か国に進出し、2018 年 12 月末現在の総加入数は約 2 億 3,260 万で、アフリカ第 1 位である。2018 年のグループ総売上高は、前年比 1.5% 増の約 1,344 億 ZAR であった。

放 送

I 監督機関等

1 通信省 (DOC)

(通信 / I - 2 の項参照)

所掌事務

メディア政策の策定のほか、放送デジタル化、公共放送監督を所掌する。

2 南アフリカ独立通信庁 (ICASA)

(通信 / I - 3 の項参照)

所掌事務

放送事業免許の付与、免許取得事業者及び番組の規制監督等を所掌する。

II 法令

1 1999 年放送法 (Broadcasting Act 4 of 1999)

公共放送事業者である南アフリカ放送協会 (South African Broadcasting Corporation : SABC) における公共サービス部門と商業サービス部門の分離、受信料制度等について規定している。2002 年と 2004 年に改正されている。

2 2005 年電子通信法 (Electronic Communications Act, 2005)

公共放送、商業放送、コミュニティ放送それぞれの免許申請方法を明示し、外

資等による資本所有規制の原則を規定している。2015年3月には、地上放送のデジタル化に関する部分で若干の改正が実施された。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

(1) メディア所有規制

「2005年電子通信法」第65条により、個人又は法人が、保有又は支配権を行使し得る商業放送事業者の数は、テレビ：1、ラジオ（FM又はAM）：2までとされている。また、同法第66条により、国内市場で20%以上の市場シェアを占める新聞社は、任意の放送事業者の放送地域の50%以上が自社の新聞の流通地域と重複している場合、その商業放送事業者への出資を規制されている。

(2) 外資規制

「2005年電子通信法」第64条により、商業放送事業者に対する外資比率は、20%までに規制されている。

2 コンテンツ規制

番組規制

「2005年電子通信法」第61条により、ICASAは放送番組における国内制作番組の最低比率を決定、事業者に義務付けることができる。ICASAが2016年に発表した基準は、テレビにおいては公共放送が65%、商業放送が45%、ラジオについては公共放送が75%、商業放送が35%とされている。

3 公共放送関連政策

受信料制度

公共放送の受信料については、テレビ所有に関する免許料という位置付けで、世帯（法人の場合は受信機）が徴収の単位であり、年額265ZAR（2019年度）とされている。受信料収入は主としてSABCの公共サービス部門の支出に充てられる。

4 地上デジタル放送

2007年から、政府は地上デジタル放送導入に際しての伝送方式や周波数割当等に関する論議を主導し、2011年1月には、伝送方式にはDVB-T2を用いることが決定された。

デジタル放送の開始時期は、セットトップボックス（STB）購入に補助金を必要とする世帯数が当初の算定を大幅に上回ることや、セットトップボックスへの限定受信システム組込みの是非の議論等により、当初の予定より大幅に遅れ、2014年4月になった。USAASAはUSAFを財源に生活保護世帯あるいは高齢者を中心にセットトップボックス購入資金援助を実施してきたが、2018年10月の政府発表では、経済的理由からセットトップボックスを購入できない世帯がまだ

300 万超存在しており、アナログ停波は補助金の供与やセットトップボックス価格の調整後 2020 年 7 月になるとしている。

IV 事業の現状

1 ラジオ

公共放送事業者である SABC が、全国 18 の FM 放送局を通してサービスを実施し、うち 11 局は 11 の公用語を一つずつ使用している。このうち、首都の METRO FM 等の 3 局は商業放送を実施している。また短波による国際放送「Channel Africa」は、6 か国語でアフリカ全土に向けて放送している。

商業放送では、1,000 を超す地域放送局やコミュニティ・ラジオ局が放送免許を得ている。

2 テレビ

公共放送 SABC が「SABC1」「SABC2」「SABC3」で 24 時間の総合放送を実施している。「SABC1」「SABC2」では英語のほか、放送の 1 部をローカル言語で行うこととされている。このほか、ニュース及び娯楽の専門放送 2 局がある。

商業放送事業者には、娯楽番組を主体に 24 時間英語放送を行う米タイム・ワーナー系の e-tv 等がある。有料放送では、M-Net が映画とスポーツを中心に 1 系統を放送している。

3 衛星放送

DTH 契約者数は 2017 年に約 690 万に達した。SABC は、放送送信事業者 Sentech のデジタル衛星プラットフォーム Vivid とマルチチョイス (MultiChoice) のデジタル衛星プラットフォーム DStv を用いて地上テレビ 3 チャンネルの再放送を実施している。マルチチョイスはアフリカ最大の衛星放送事業者で、46 か国で事業を展開しており、国内の DStv は、四つのチャンネル・パッケージを提供している。

2010 年に市場に参入した Top TV は、2013 年末に中国系の多国籍有料放送事業者 StarTimes に買収され、2014 年から Starsat の名称で、SES Astra 衛星を通じて六つの専門パッケージの配信を実施している。

V 運営体

南アフリカ放送協会 (SABC)

South African Broadcasting Corporation

Tel.	+27 11 714 9111
URL	http://www.sabc.co.za/
幹部	Bongumusa Makhathini (総裁 / Chairperson)

概要

1976年に国営放送として発足し、2002年4月に会社組織に改変されたが、株式は国が100%所有している。ラジオ、テレビ共に国内市場では支配的な地位にあり、商業放送も行っている。

2018/2019会計年度の収入は前年度比3%減の約64億ZARであった。

電 波

I 監督機関等

1 監督機関

(1) 電気通信・郵便サービス省 (DTPS)

(通信 / I - 1 の項参照)

所掌事務

周波数の有効利用を目的とした政策を所掌する。

(2) 南アフリカ独立通信庁 (ICASA)

(通信 / I - 3 の項参照)

所掌事務

周波数計画及び管理 (放送含む) を所掌する。

2 標準化機関

南アフリカ標準機関 (SABS)

South African Bureau of Standards

Tel.	+27 12 428 7911
URL	https://www.sabs.co.za/
所在地	1 Dr Lategan Road, Groenkloof, Pretoria, SOUTH AFRICA
幹部	Garth Strachan (最高経営責任者代理 / Acting CEO)

所掌事務

1940年代に設立された民間会社であるが、国際標準化機構 (ISO) に加盟して国の標準化計画に参加し、国内・国際標準の照会及び標準に関する法務サービスを実施している。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

周波数割当及び管理は ICASA が所掌する。ICASA が行う周波数割当については、ITU 標準を順守することが、「2005 年電子通信法」によって規定されている。同法は、電気通信事業者の無線局及び周波数の利用に際しては、ICASA の付与する免許の取得が必要であると定めている。ただし、同法第 31 条では、免許不要局 (licence exemption)、政府の公共サービス (軍事・警察を含む)、宇宙・科学用途による周波数の利用に関して免許が不要であることを規定している。

2 監視体制

電波障害等の監視は ICASA が所掌する。

3 電波利用料制度

周波数を利用する事業者は、周波数利用料 (Radio Frequency Spectrum Licence Fees) を支払うこととされている。金額の算定に際しては、帯域幅、周波数帯域、輻輳の度合い、地理的要素、共同利用等の事項が勘案される。

4 電波の安全性に関する基準

電磁界へのばく露に関する人体への制限値について、保健省 (Department of Health) が、比吸収率 (SAR) 及び公衆ばく露、職業ばく露の規制に関し、国際非電離放射線防護委員会 (International Commission on Non-Ionizing Radiation Protection : ICNIRP) の「時間変化する電界、磁界及び電磁界によるばく露を制限するためのガイドライン (300GHz まで) (Guideline for Limiting Exposure to Time-varying Electric, Magnetic, and Electromagnetic Fields (up to 300GHz))」(1998 年) に適合するよう勧告している。強制的な法規制は行われていない。

Ⅲ 周波数分配状況

周波数分配は「国家無線周波数計画 (National Radio Frequency Plan)」に基づき実施される。

・ 周波数分配表 (2018 年) URL : <https://www.icasa.org.za/uploads/files/National-Radio-Frequency-Plan-2018-41650.pdf>